

国指定小笠原群島鳥獣保護区 保護管理マスタープラン



父島列島・南島



コアホウドリ（鴯島）

平成23年3月

環境省
関東地方環境事務所

目 次

第1 国指定鳥獣保護区の現状	-----	1
1. 名 称	-----	1
2. 設定区分	-----	1
3. 場所及び区域	-----	1
4. 面 積	-----	1
5. 他の法令による規制関係	-----	1
6. 鳥獣保護区の存続期間	-----	1
7. 鳥獣の生息環境及び生息状況	-----	2
(1) 地形・地質	-----	2
(2) 植生	-----	2
(3) 動物相	-----	3
8. 鳥獣の捕獲状況	-----	6
第2 国指定鳥獣保護区の指定目的等	-----	6
1. 指定目的	-----	6
2. 保護管理業務の実施に当たっての留意事項	-----	7
(1) 集団繁殖地としての管理方針	-----	7
(2) 関係機関及び地域との連携	-----	7
第3 許認可に関する事項	-----	7
第4 施設の整備及び管理に関する事項	-----	8
第5 その他保護管理に必要な事項	-----	8

第1 国指定鳥獣保護区の現状

- 1 名称 国指定小笠原群島鳥獣保護区
- 2 設定区分 希少鳥獣生息地
- 3 場所及び区域 東京都小笠原村所在聳島列島、父島列島（父島の一部区域を除く。）及び母島列島の島しょの区域並びに海鳥類が繁殖・生活圏にしている島しょから1キロメートル以内の海域（別図参照）

- 4 面積
- | | |
|------------|-------------|
| 鳥獣保護区 | 20,058ha |
| うち特別保護地区 | 1,345ha（※1） |
| うち特別保護指定区域 | 3ha（※2） |

※1 特別保護地区の存続期間は、平成21年11月1日から平成31年10月31日までとする。

※2 特別保護指定区域の存続期間は、平成21年12月24日から平成31年10月31日までの各年の12月1日から翌年6月30日までとする。

所有別面積内訳

国有地	5,383ha
公有地	533ha
私有地等	1,140ha
公有水面	13,002ha

- 5 他の法令による規制関係
- 自然公園法による地域（小笠原国立公園）

	6,629ha（陸域）
特別保護地区	4,934ha
特別地域	1,677ha
海域公園地区	780ha
普通地域（陸域）	18ha
普通地域（海域）	地先海岸から5km線界

- 6 鳥獣保護区の存続期間
- 平成21年11月1日から平成31年10月31日（10年間）

7 鳥獣の生息環境及び生息状況（別表参照）

（1）地形・地質

当該区域は、海洋性島弧の形成過程をその誕生から幼年期を経て現在進行中の青年期まで観察することができる地域であり、海洋地殻から大陸地殻への進化の道のりを記憶する地球史の顕著な見本ともなっている。

聳島、父島、母島の各列島は、古第三紀から新第三紀の初め頃（約4,500万年～2,000万年前頃）の海底火山が一度海面上に現れ、浸食で消滅した後、海底に残っていた堆積層が第四紀に隆起してできたものである。

父島の千尋岩、母島の大崩湾等の海食崖、岬や小島しょ群の岩塔や岩礁等の海食地形が特色のある景観を構成している。

また、古第三紀始新世後期～漸新世（4,000万年～2,500万年前頃）に形成された石灰岩が離水後に溶食を受けて生じたカルスト地形として、父島列島南島の沈水カルスト地形や母島石門周辺の石灰岩の溶食地形等にみられる。

特に父島列島南島は、海面が現在より低い時代に形成されたカルスト地形が現在の海面付近から海底下にかけて分布する貴重な地形である。

小笠原諸島は4,800万年前頃に太平洋プレートが沈み込みを開始したことによって、海洋地殻の上に誕生した海洋性島弧である。無人岩（ボニナイト）とは、海洋プレートの沈み込み始めて間もない時期（島弧の誕生期）にのみ発生する特殊な安山岩の一種である。この無人岩「単斜エンスタタイト」という輝石類が含まれるが、この鉱物は隕石にはよく含まれるものの、地球上の岩石ではボニナイトのみに含まれる珍しいものである。無人岩は、千尋岩など父島南部と初寝浦、長崎展望台・宮之浜など同島北東部に広く分布しており、太平洋プレート沈み込み初期の海底火山の活動の証拠となっている。小笠原は、海底火山（小笠原海台）のフィリピン海プレートへの衝突による隆起・陸化により、このボニナイトが世界で最も大規模に露出し、良い保存状態で残され観察できる地球上で唯一の場所となっている。

（2）植生

当該区域は、海洋に隔絶された亜熱帯性の島しょであるため、固有種が多く、小笠原に自生する維管束植物の40%余が固有種と考えられ、独自の生態系を構成している。特にミカン科のシロテツ属やキク科のワダンノキ属が属レベルで固有とされている。

小笠原に渡来した植物の起源は、東南アジア系のほかポリネシア系や日本本土由来のものもある。

小笠原諸島の自然林は、父島や兄島の乾性低木林と母島の湿性高木林で代表される。

父島の旭山から中央山、東平にかけて、また、兄島中央台地には、父島列島固有の低木類や草本類が集中しており、「乾性低木林」と呼ばれる固有種と多様性の高い林分となっている。これらはムニンヒメツバキの自然林と混在しており、特に兄島は、小笠原本来の植生が良好に残っている。一方、海岸付近から主稜線に至るまでの急傾斜の乾燥した岩礫地には、シマシャリンバイ・オガサワラビロウ・ヤロードなどを主としたシマシャリンバイ低木林が成立している。ただし、両低木林には、アカテツ・アデク・モンテンボク・タコノキなどの共通種も多い。

母島では、標高400m以上の霧のかかりやすい主稜線部には、いわゆる雲霧林が発達し、その一部には母島特産でキク科の低木であるワダンノキ群落がある。また、桑ノ木山や石門付近にはシマホルトノキ・ウドノキ・モンテンボクなどの大径木から構成される湿性高木林が見られる。母島北部から中部の主要域には、ムニンモクタチバナを主とする自然林や二次林が広がり、これらの森林では、多くのシダ植物、ラン類、着生植物が生育している。

一方、小笠原諸島の海岸林は、オオハマボウ・クサトベラ・テリハボク・モモタマナなどの汎熱帯性樹種が中心となるが、面積は狭い。

父島の南崎や南島では、海岸付近に石灰岩が露出しており、コハマジンチョウ・アツバクコなど特異な植物群落が見られる。

父島、母島ともに近年は外来種（アカギ、ギンネム、リュウキュウマツ、モクマ オウ等）により生態系に影響を及ぼすことが懸念されている。特に母島の桑ノ木山では、アカギの侵入が著しく、本来の植生に多大な影響を与えている。

（3）動物相

1）哺乳類

当該区域に生息している在来の陸上哺乳類はオガサワラオオコウモリ（国指定天然記念物）だけである。現在は主に父島と火山列島に生息する。

海産哺乳類では、ザトウクジラが回遊してくること及びマッコウクジラ、ミナミハンドウイルカ、ハシナガイルカ等が通年生息している

こと等が広く知られている。

これまで各島にはノヤギがいたが、これらは家畜として飼われていたヤギが野生化したものであり、駆除事業を開始する前は多くの島に生息した。その食害により、島によっては植生の消失により裸地化及び土壌浸食が進み、土壌の流出により海洋生物等にまで悪影響が現れ、問題となっている。現在、ノヤギ駆除は進み、多くの島で根絶に成功し、弟島は平成22年度時点でほぼ根絶し、残存個体がいなか継続調査中で、残るは父島のみとなっている。

同様に、ノブタが陸生貝類やアオウミガメの卵を、ノネコやクマネズミが鳥類を捕食するなどの問題も指摘されており、ノブタは駆除を完了し、ノネコやクマネズミについても対策が進んでいる。

2) 鳥類

陸鳥類では、唯一の小笠原固有種であるハハジマメグロが母島に生息し、国指定特別天然記念物に定されている。固有種のオガサワラガビチョウ、オガサワラマシコ、オガサワラカラスバト及び固有亜種ハシブトゴイ等は既に絶滅して久しい。

メグロ以外には9種の陸鳥が知られており、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラハシナガウグイス、オガサワラヒヨドリ、オガサワラカワラヒワは小笠原特有の固有亜種である。このうち、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラカワラヒワは、個体数が少なく、絶滅の危機に瀕している。

また、小笠原は海洋島のため、コアホウドリ、クロアシアホウドリ、カツオドリ等多くの海鳥類の繁殖地となっている。

3) 爬虫類及び両生類

陸産の爬虫類や両生類は、固有亜種のオガサワラトカゲ以外、何らかの人為活動に伴い島に侵入したものと考えられる。ホオグロヤモリ、オガサワラヤモリ、ブラーミニメクラヘビ、オオヒキガエル、グリーンアノール等はいずれも本州には分布しない亜熱帯性の外来種であり、特に生態系への影響が指摘されるグリーンアノールについては駆除が行われている。

また、アオウミガメは、開拓当時に比べ来遊数は少ないが、日本最大、世界でも有数の繁殖地となっている。資源管理をしながら一部を食用にしているが、増殖も積極的に行っており、来遊数は着実に増加している。

4) 魚類及びサンゴ類

魚類では、熱帯・亜熱帯種を主に一部温帯種が加わっており、沿岸性、沖合性魚類は97科801種が認められる。小笠原固有種や小笠原諸島以外の地域ではあまりみられない種も含まれている。

また、サンゴ類については、ミドリイシ類、ダイノウサンゴ属、キクメイシ属等が見られるが、造礁サンゴ類は少なくとも16科、約200種が生息している。今後の調査により更に多くの種が確認される可能性もある。一般に、小笠原諸島は水深が急に深くなり、潮流が早いいためサンゴ礁の発達は良くないが、単一の群集としては日本最大級と言われる二見湾のスギノキミドリイシの大群集、兄島滝之浦及び兄島瀬戸のリウモンサンゴの群集、母島北港、東港、ウエントロなど、発達したサンゴ群集も存在する。

一方、造礁サンゴを住みかとする無脊椎動物も非常に多いが、本格的な調査はまだ十分には行われていない。

5) 昆虫類

昆虫類では約900種知られるが、未知のものを含めると1,000種以上に達するといわれる。このうち小笠原固有種は約280種を数え、3分の1近くが小笠原固有種である。近年定着した外来種や、自力で、または気流に乗ってやってくる種は別とすると、それ以外の昆虫はほとんど固有種であり、海洋島における独自の進化の結果と言える。

しかし、昆虫類の中には人間の持ち込んだ種も少なくないので、こうした移入種を除くと、固有種の比率は更にアップする。自力で、または気流に乗ってやってくる種は別として、それ以外の昆虫はほとんど固有種と言っても良いくらいである。

固有種の中でよく知られる昆虫としては、オガサワライトトンボ、ハナダカトンボ、オガサワラトンボ、シマアカネ、オガサワラセスジゲンゴロウ、オガサワラツヤハナバチ、オガサワラシジミ、オガサワラタマムシ、オガサワラアメンボ、オガサワラクマバチ、オガサワラゼミ（以上、国指定天然記念物）、オガサワラアオイトトンボ、オガサワラセセリ、オガサワラハンミョウ、オガサワラネブトクワガタ、オガサワラチビクワガタ、オガサワラヒラタカミキリ、オガサワライカリモントラカミキリ、ハハジマヒメカタゾウムシなどがある（下線、種の保存法（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種）。

6) 陸産貝類

陸産貝類については、100種以上が報告されており、オガサワラヤマキサゴ属、オガサワラキセルガイモドキ属、エンザガイ属など固有種が90%以上を占める。肉食性のプラナリアであるニューギニアヤリガタリクウズムシが侵入した父島では近年激減しており、絶滅もしくは地域絶滅したとみられるものも多く、保護対策を進めている。

8 鳥獣の捕獲状況

父島では、野生化したヤギによる農作物の被害等を予防するため、毎年ノヤギを駆除している。

また、オガサワラオオコウモリによるマンゴー、バナナ、柑橘類、観葉植物への食害が発生し、天然記念物の保護と、農業被害防止の両立が問題になっている。

この他、クマネズミ、メジロ及びヒヨドリによる果樹・野菜類への被害が出ている。特に平成6年より狩猟鳥獣としての捕獲が禁止されたヒヨドリの被害が目立ってきている。

第2 国指定鳥獣保護区の指定目的等

1 指定目的

小笠原群島は、東京から南方約1,000km離れた父島を中心に、北から聳島列島、父島列島、母島列島の3列島に大別される島々から成り、総面積は71.4km²である。いずれも海中より隆起した海洋島で、大陸から遠く隔てられ、大陸と陸続きになったことがない。

このような自然条件から、小笠原群島の動物相は貧弱であるが、独自の進化を遂げた固有の鳥獣類が繁殖しているほか、亜熱帯気候の海域に生息する海鳥類の重要な繁殖地となっている。

これまで小笠原群島で、繁殖が確認された鳥類は26種であるが、陸鳥ではこのうちの6種はすでに絶滅しており、現在は、世界的な珍鳥とされる固有種で特別天然記念物に指定されているハハジメグロをはじめ、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラカワラヒワ等9種が繁殖している。海鳥では、現在、クロアシアホウドリ、コアホウドリ、カツオドリ、オーストンウミツバメ、オナガミズナギドリ等9種が繁殖している。また、シギ、チドリ類、カモ類等の水鳥の渡来中継地となっている。

哺乳類については、オガサワラオオコウモリが唯一の固有種であり、現

在は、父島を中心に130頭程度が生息している。この他、ヤギ、ネコ、ネズミ類が野生下で生息しているが、いずれも人為的に持ち込まれたものである。

このように、当該区域は海鳥類の集団繁殖地として重要であるとともに、希少鳥獣の生息地でもあることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類及び生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2 保護管理業務の実施に当たっての留意事項

（1）希少鳥獣生息地としての管理方針

鳥獣類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣類の生息状況の把握に努めるとともに、国の関係機関、関係地方公共団体、地元NPO、地域住民等と連携協力し、鳥獣以外の生物を含む島毎の生態系の保全を図ることを基本として、外来植物の根絶、鳥獣を捕食する可能性のあるノネコの排除や鳥獣にとって重要な生息地への侵入防止、ノヤギ、ネズミ類の排除等必要な保全対策を講じる。

鳥獣類の集団ねぐらや集団繁殖地への無秩序な立入、ごみの散乱等による鳥獣類の生息への影響を防止するため、国の関係機関、関係地方公共団体、地元NPO、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

鳥獣類の生息に影響のない範囲で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

（2）関係機関及び地域との連携

本保護区の保護管理に当たっては、国、東京都、小笠原村、地元関係団体等と情報を共有し、密接に連携して取り組みを行うこととする。

第3 許認可に関する事項

1 法第9条 第1項に基づく鳥獣捕獲の許可

「鳥獣捕獲許可等取り扱い要領について」に基づき処理するものとする。

2 法第37条に基づく劇薬等の使用許可

「鳥獣捕獲許可等取り扱い要領について」に基づき処理するものとする。

第4 施設の整備及び管理に関する事項

1 鳥獣保護区の保護及び利用に必要な施設

当該区域は無人島であり一般の立入りはないため、標識等を除き施設の整備は行わない。

2 鳥獣保護区の標識等

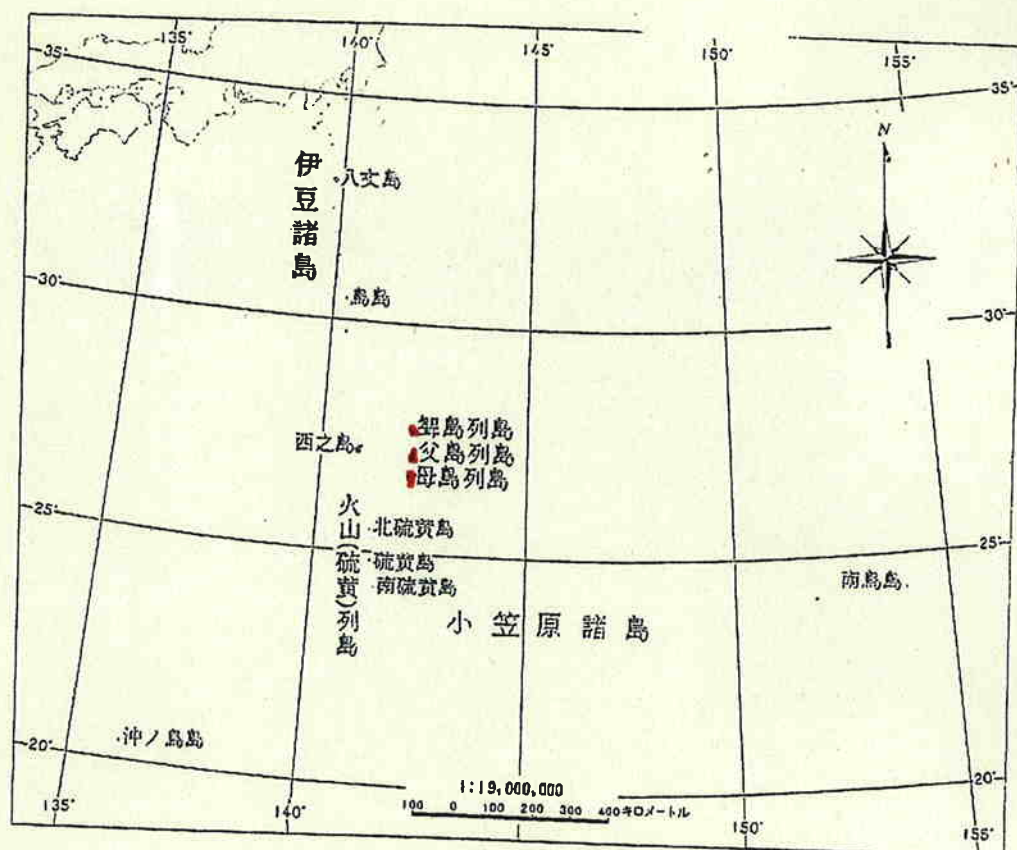
以下の標識等の整備を行う。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 6 本 |
| (2) 特別保護地区用制札 | 3 本 |
| (3) 案内板 | 1 2 基 |
| (4) その他（解説板） | 1 基 |

第5 その他管理に必要な事項

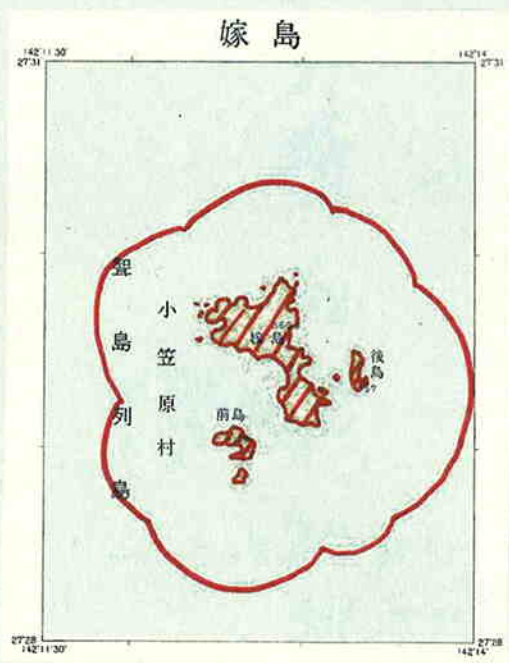
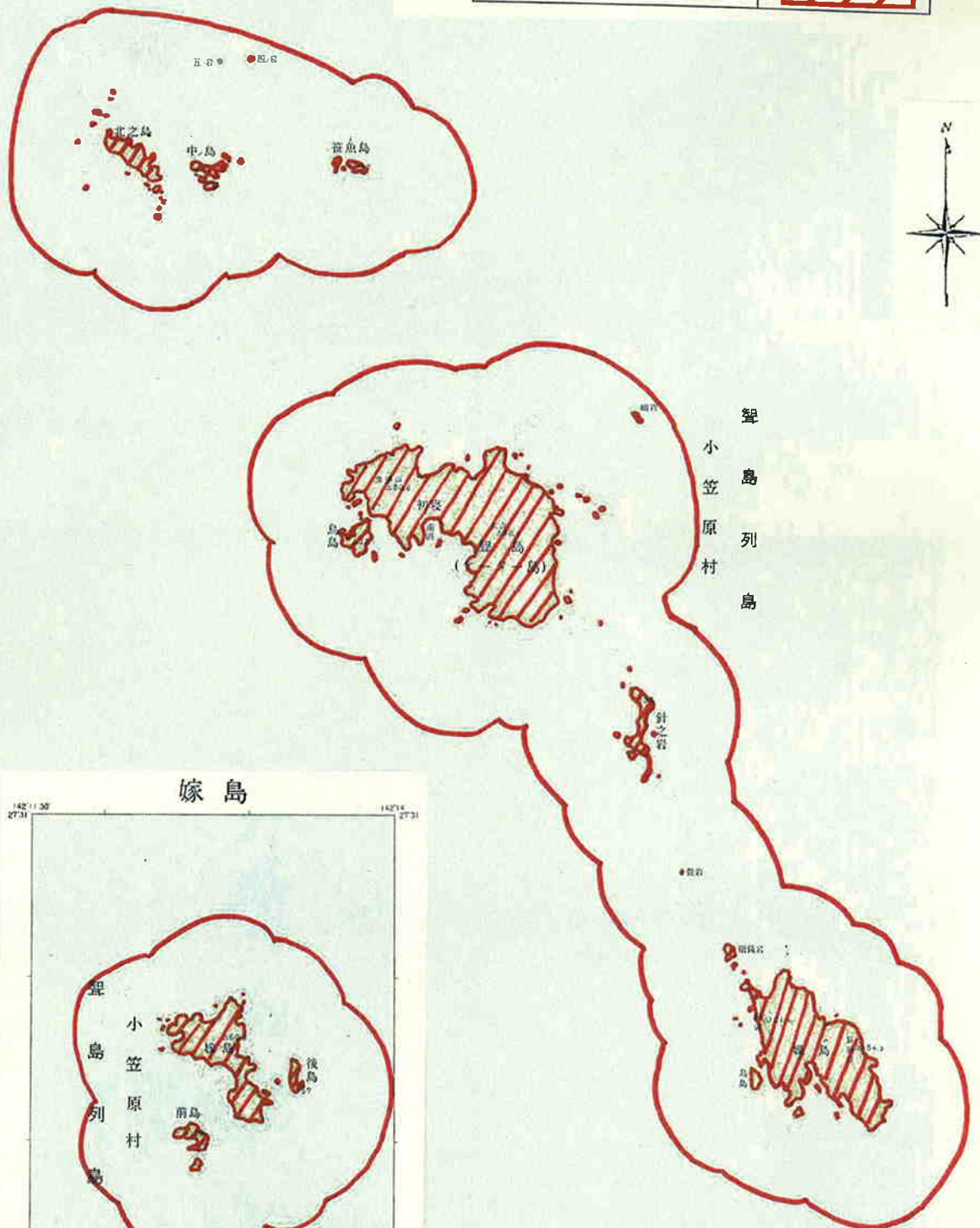
上記のとおり、小笠原群島は希少鳥獣の生息地として学術的に貴重な場所であり安定的な生息地の保全が求められる。関係機関等と連携した保全及び海鳥類及び希少鳥獣の生息及び繁殖状況の変化を定期的に把握するよう努める。

国指定小笠原群島鳥獣保護区 位置図



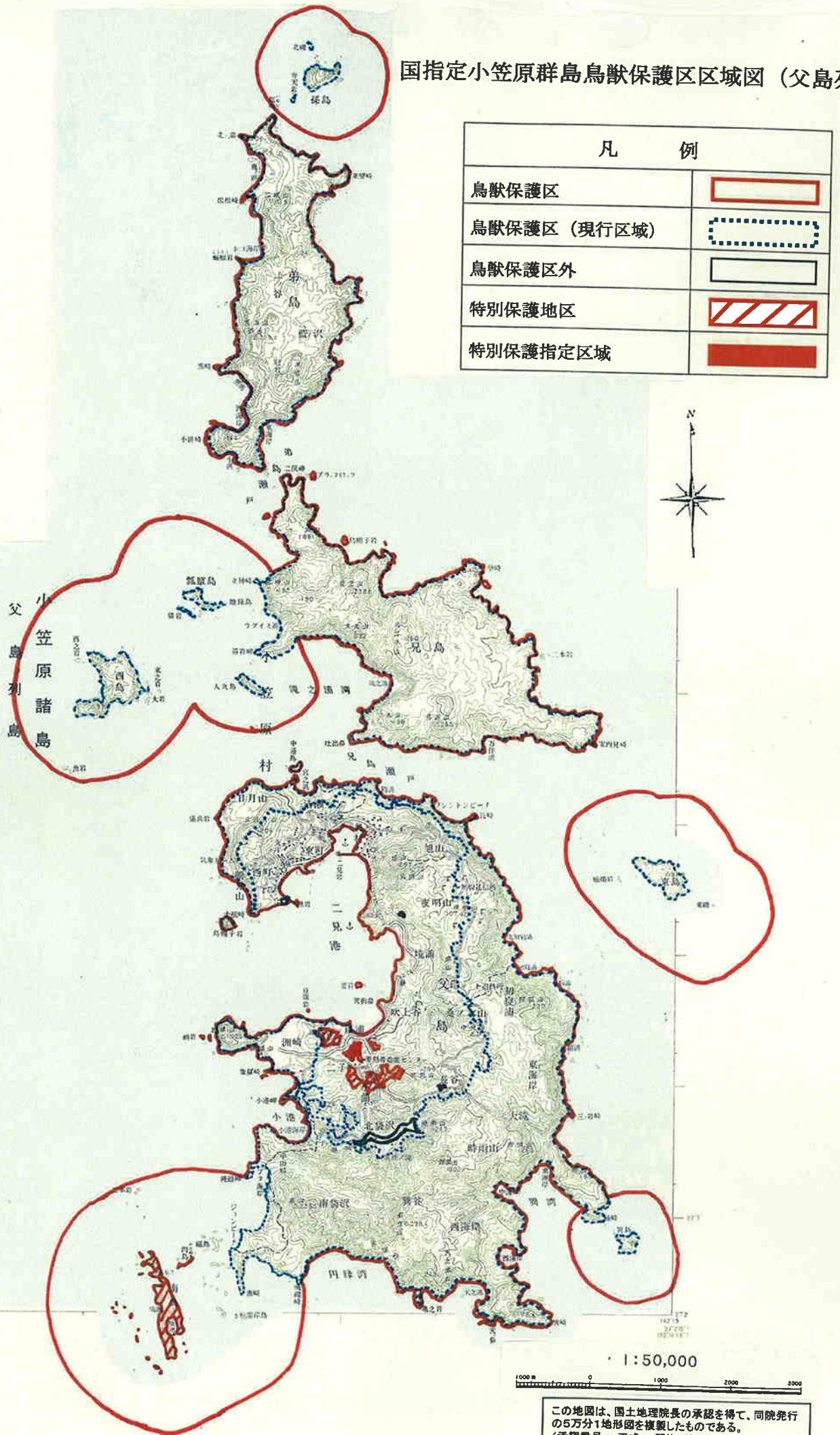
国指定小笠原群島鳥獣保護区区域図（聳島列島）

凡 例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平成21閣議、第59号)

国指定小笠原群島鳥獣保護区区域図（父島列島）



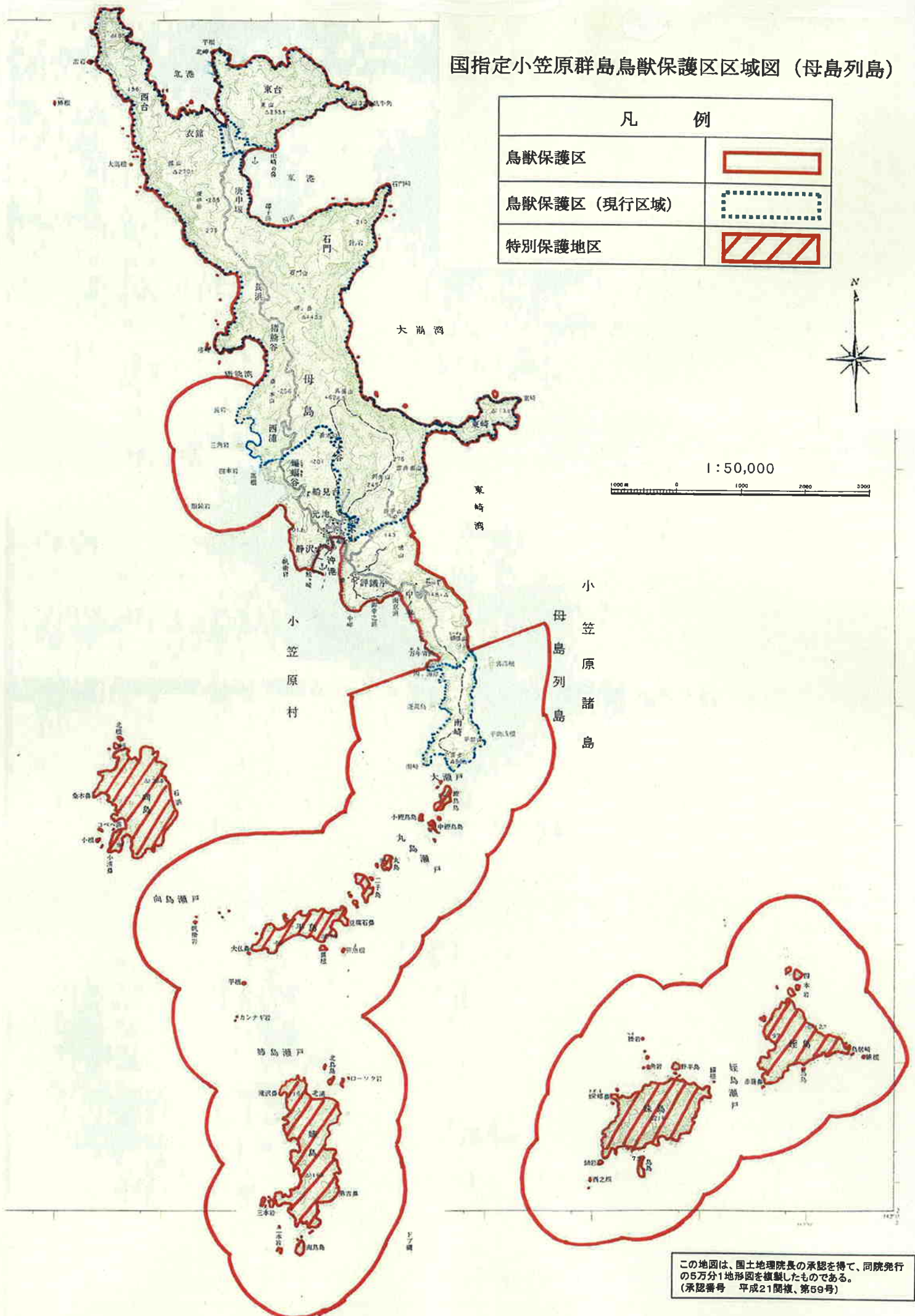
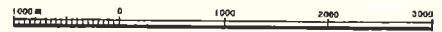
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。
（承認番号 平成21閣議、第59号）

国指定小笠原群島鳥獣保護区区域図（母島列島）

凡 例	
鳥獣保護区	
鳥獣保護区（現行区域）	
特別保護地区	



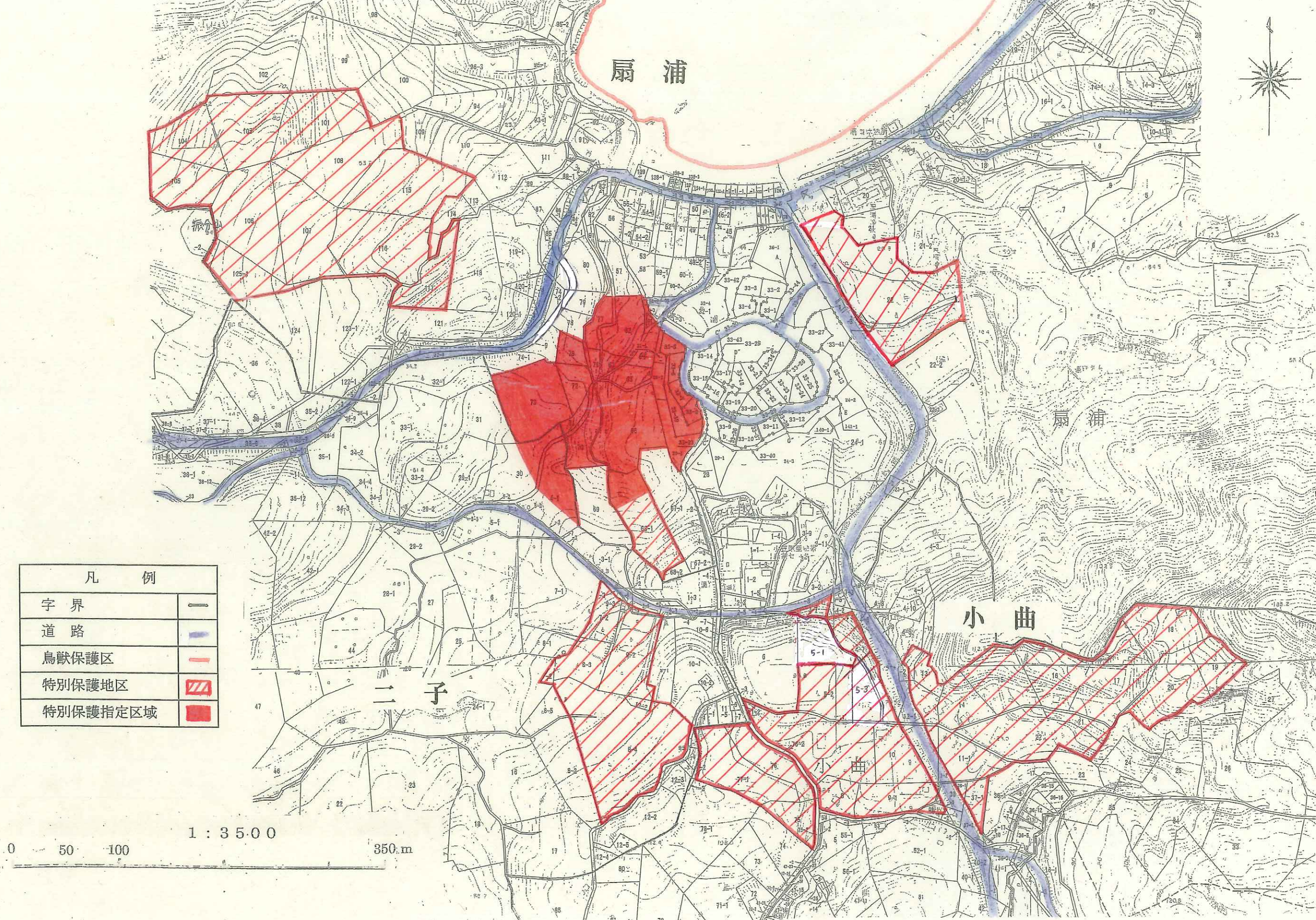
1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平成21年度、第59号)

国指定小笠原群島鳥獣保護区 区域図(案)

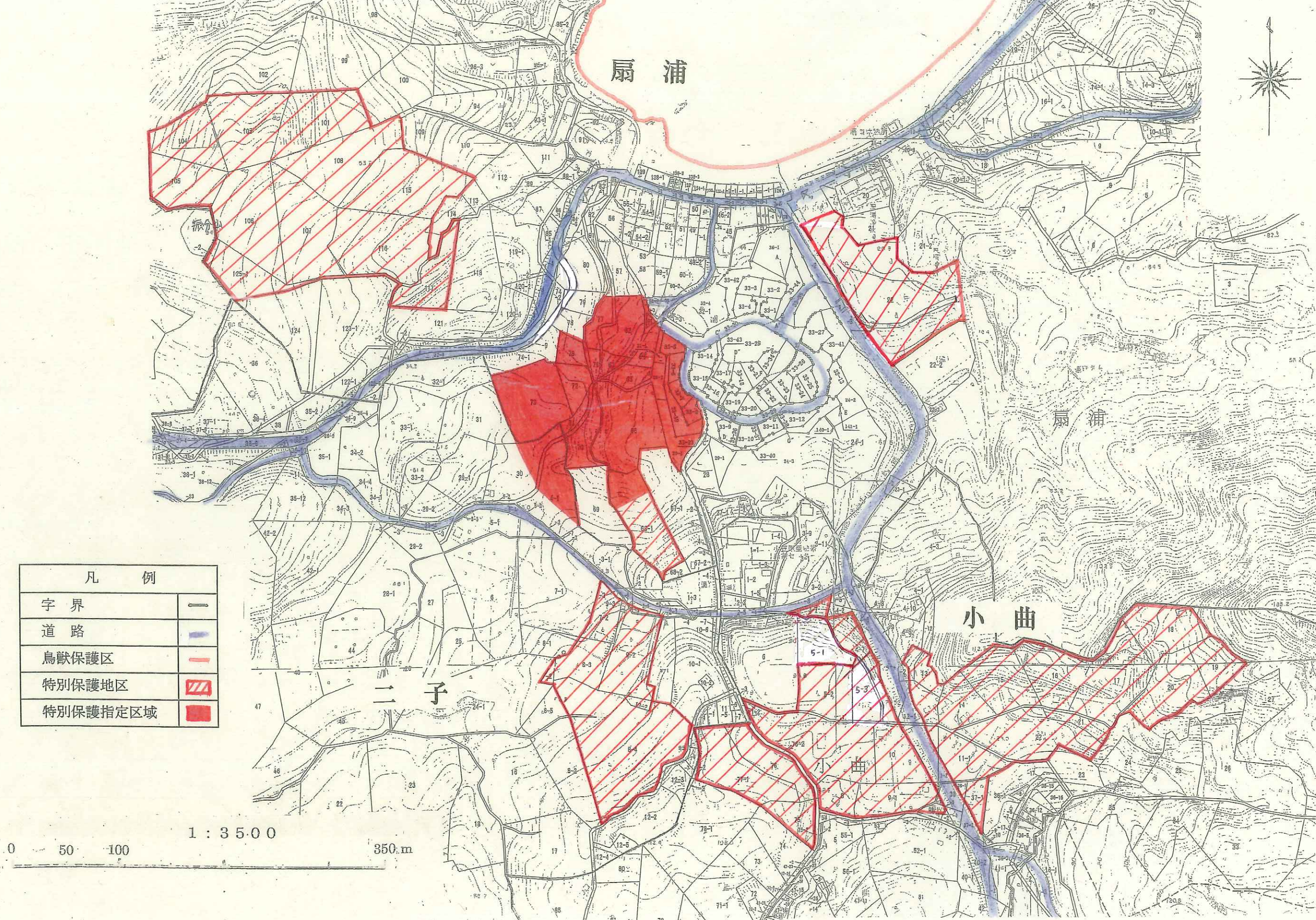
父島扇浦地域詳細図



凡 例	
字 界	—
道 路	—
鳥獣保護区	—
特別保護地区	▨
特別保護指定区域	■

国指定小笠原群島鳥獣保護区 区域図(案)

父島扇浦地域詳細図

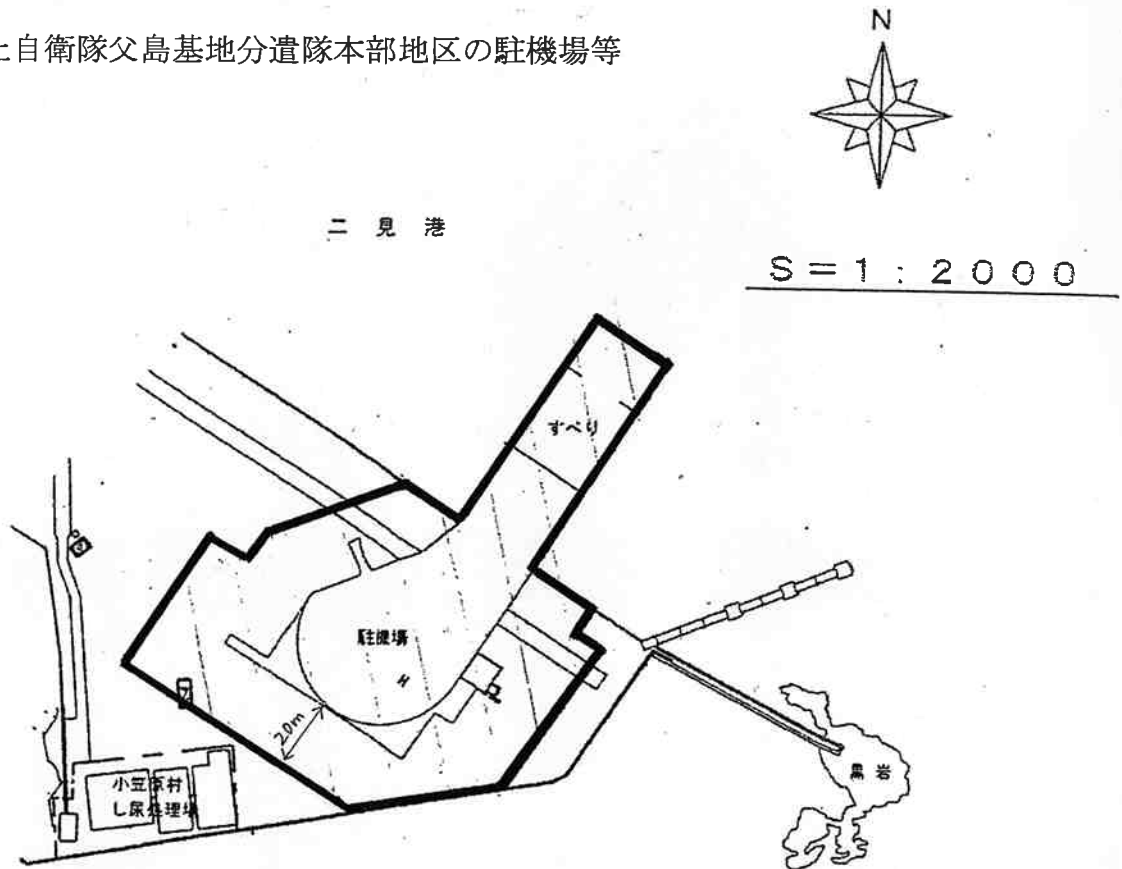


凡 例	
字 界	—
道 路	—
鳥獣保護区	—
特別保護地区	▨
特別保護指定区域	■

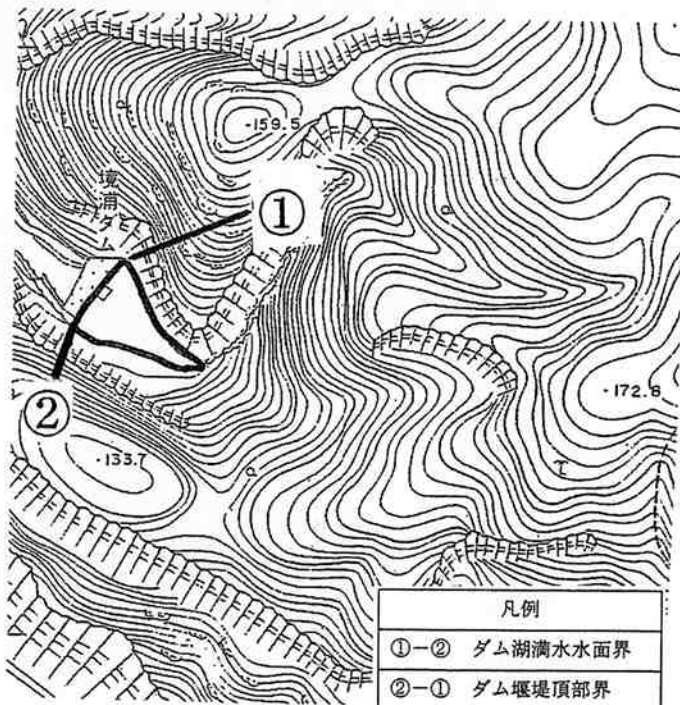
国指定小笠原群島鳥獣保護区 区外地区説明図（案）



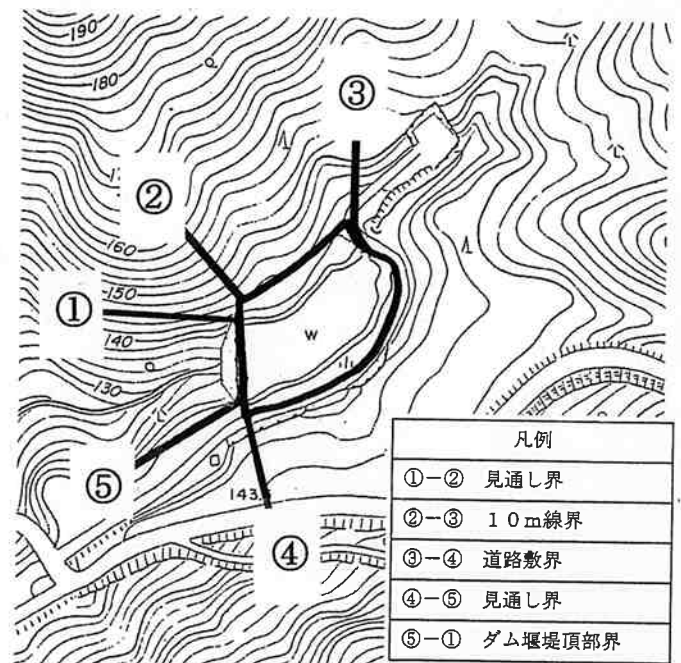
① 海上自衛隊父島基地分遣隊本部地区の駐機場等



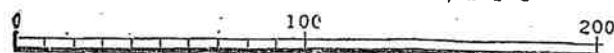
② 境浦ダム湖満水水面等



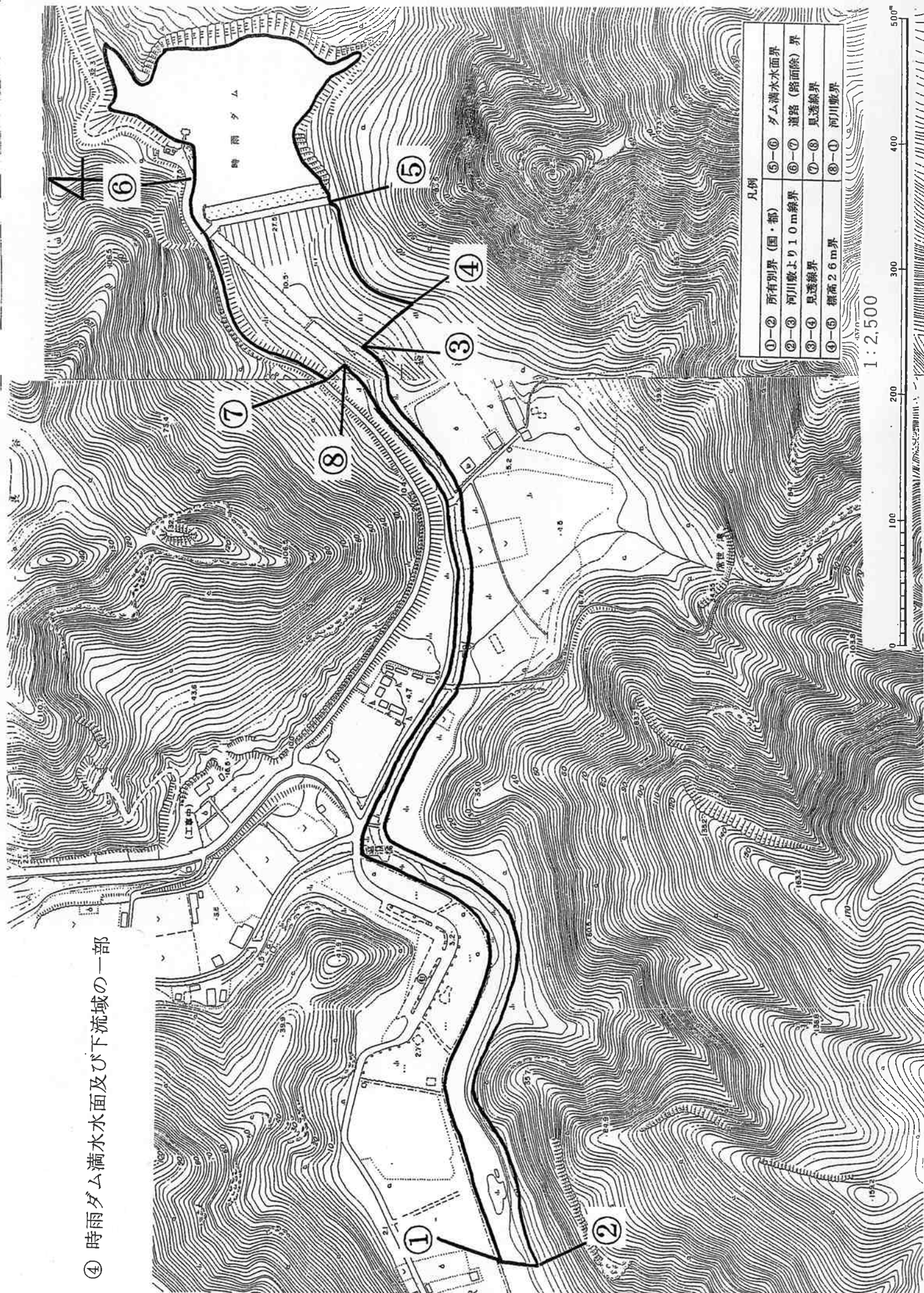
③ 長谷ダム湖満水水面等



1 : 2,500



④ 時雨ダム満水面及び下流域の一部



(別表)小笠原群島

生息する鳥獣類

ア. 鳥類

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ		カイツブリ ハジロカイツブリ	
ミズナギドリ	アホウドリ	○ ● ●	<u>アホウドリ</u> <u>コアホウドリ</u> <u>クロアシアホウドリ</u>	VU 国特天 国内希少 EN
	ミズナギドリ	● ● ● ●	シロハラミズナギドリ アナドリ オナガミズナギドリ セグロミズナギドリ ハシボソミズナギドリ ヒメミズナギドリ	DD DD
	ウミツバメ	● ○	<u>オーストンウミツバメ</u> <u>クロウミツバメ</u>	VU EN
ペリカン	ネッタイチョウ	○	<u>アカオネッタイチョウ</u>	
	カツオドリ	●	カツオドリ <u>アカアシカツオドリ</u>	EN
	ウ		ウミウ	
	ゲンカンドリ		コゲンカンドリ	
コウノトリ	サギ	○ ○ ○ ○ ○	ヨシゴイ ゴイサギ アカガシラサギ ササゴイ アマサギ ダイサギ チュウサギ コサギ アオサギ	NT NT
	トキ		クロトキ	DD
カモ	カモ		ヒシクイ コハクチョウ オシドリ マガモ カルガモ コガモ ヨシガモ ヒドリガモ オナガガモ シマアジ ハシビロガモ オオホシハジロ キンクロハジロ スズガモ	VU 国天
タカ	タカ		ミサゴ トビ ○ <u>オジロワシ</u> ツミ ● <u>ノスリ (オガサワラノスリ)</u> <u>サシバ</u> ハイイロチュウヒ チュウヒ	NT EN 国内希少 VU 国天 国内希少 VU
	ハヤブサ		<u>ハヤブサ (シマハヤブサ)</u> チョウゲンボウ	EN OR 国内希少
ツル	クイナ	○	ヒメクイナ バン ツルクイナ オオバン	
チドリ	ミヤコドリ		ミヤコドリ	
	チドリ	○	ハジロコチドリ コチドリ シロチドリ メダイチドリ オオメダイチドリ ムナグロ ダイゼン ケリ	

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
シギ		○	タゲリ	
			キョウジョシギ	
			トウネン	
			ヒバリシギ	
			ウズラシギ	
			ハマシギ	
			エリマキシギ	
			アシナガシギ	
			アカアシシギ	
			コアオアシシギ	
			アオアシシギ	
			クサシギ	
			タカブシギ	
			メリケンキアシシギ	
			キアシシギ	
			イソシギ	
			ソリハシシギ	
			オオソリハシシギ	
			オグロシギ	
			ホウロクシギ	VU
セイタカシギ		○	チュウシャクシギ	
			タシギ	
ツバメチドリ		○	ハリオンシギ	
			チュウジシギ	
カモメ		○	ユリカモメ	
			ウミネコ	
		●	ハジロクロハラアジサシ	
			クロハラアジサシ	
			オオアジサシ	VU
			セグロアジサシ	
ハト	ハト	●	クロアジサシ	
			カラスバト (アカガシラカラスバト)	CR 国内希少
カッコウ	カッコウ		キジバト	
			カッコウ	
フクロウ	フクロウ		ツツドリ	
			コミズク	
アマツバメ	アマツバメ		ヒメアマツバメ	
			アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ		カワセミ	
			ブッポウソウ	
スズメ	ヤツガシラ	○	ヤツガシラ	
			ヒバリ	
	ツバメ	○	ショウドウツバメ	
			ツバメ	
		○	イワツバメ	
			ツメナガセキレイ (マミジロツメナガセキレイ)	
セキレイ		○	キセキレイ	
			ハクセキレイ	
ヒヨドリ		●	マミジロタヒバリ	
			ビンズイ	
モズ		●	ヒヨドリ (オガサワラヒヨドリ)	
			モズ	
レンジャク			アカモズ	EN
			キレンジャク	
ツグミ			ヒレンジャク	
			ルリビタキ	
		●	ジョウビタキ	
			ノビタキ	
		●	イソヒヨドリ	
			トラツグミ	
ウグイス		●	ツグミ	
			ヤブサメ	
ヒタキ		●	ウグイス (ハシナガウグイス)	
			キマユムシクイ	
			キビタキ	
			オオルリ	

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
	メジロ	●	メジロ	
	ミツスイ	●	メグロ (<u>ハハジマメグロ</u>)	EN 国天 国内希少
	ホオジロ	○	カシラダカ ミヤマホオジロ	
	アトリ	●	アトリ <u>カワラヒワ (オガサワラカワラヒワ)</u> マヒワ イスカ イカル コイカル シメ	EN 国内希少
	ムクドリ		コムクドリ ホシムクドリ ムクドリ	
計			147種	
イ. 獣類				
目	科		種または亜種	種の指定等
コウモリ	オオコウモリ	●	<u>オガサワラオオコウモリ</u>	CR 国天
ウシ	ウシ	●	ヤギ	
ネコ	ネコ	●	ネコ	
ネズミ	ネズミ	●	クマネズミ	
		●	ドブネズミ	
		●	ハツカネズミ	
計			6種	

(注)

1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。

2 種の指定等の要件は次の通りである。

国特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物

レッドリスト(ア. 鳥類 平成18年環境省、イ. 獣類 平成19年環境省)

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧

DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群

国内希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物

国際希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物

3 ●印は繁殖確認、○印はよく見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により環境大臣が、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定めた鳥獣(平成14年12月26日環境省令第28号)及び天然記念物に指定された鳥獣。

申請書類の進達ルート（関東地方環境事務所管内）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

